

イ まちづくりにおける基本的考え方

- (ア) 地域住民が生涯を通じて住みやすい地域社会の形成を図るものであり、特に、高齢者が住み慣れた地域社会から孤立することなく、多世代の交流が図られるものであること。
- (イ) 高齢者が「健康」、「生きがい」及び「安心」を享受するために必要な健康及び福祉に関する機能が、高齢者の日常生活圏のなかに総合的に備わっているものであること。
- (ウ) 健康や福祉をはじめとする高齢化に対応した様々な機能が各々有機的に連携を図ることができるよう計画的に整備されているものであること。
- (エ) 高齢者の多様な需要に対応するため、公的な施策の一層の推進と併せ、これとの適切な連携の下に民間事業者の積極的な事業参画が図られるものであること。
- (オ) 計画策定内容を広く地域住民に普及させる観点から、計画地域における住民に対して広報啓発活動を積極的に実施するものであること。

ウ 基本計画の策定主体

基本計画の策定主体は、市町村とする。

エ 基本計画の策定内容

基本計画の策定は、計画地域内の特定地域における保健福祉関連施設の整備に関するものだけにとどまらず、計画地域全体にわたる保健、福祉サービスについて行うことを基本とし、あわせて高齢化への対応に関連する各般の分野を含めできる限り総合的な視点に立って行うものとし、これを実現するための現実的かつ具体的施策について検討を行うこと。

なお、既に策定済の基本計画との整合性を図りつつ、その実施・具体化に向けての計画（面的施設整備計画）づくりを行う場合は、次の事項によらず当該計画の目的等に照らし必要な事項について行うものとする。

- (ア) 計画の背景及び目的
- (イ) 計画の地域及び期間

- (ウ) 計画地域の人口の高齢化、地域開発の状況、高齢者の居住実態、地域住民の保健福祉活動の状況等高齢者の保健・福祉の需要に影響を与える事項の現状及び今後の見通し
- (エ) 計画地域における高齢者のための保健福祉及び関連分野に係る公的事業及び民間事業の現況
- (オ) 計画地域における高齢者のための保健福祉及び関連分野に係る公的事業及び民間事業の今後の整備目標
- (カ) 整備目標達成のための計画地域における保健福祉関連施設の整備計画（事業主体、種類、規模、利用範囲・人員、既存関連施設との連携方策）
- (キ) 整備目標達成のための計画地域における施設整備以外の保健福祉に係る事業の実施計画
- (ク) 整備目標達成のための関連分野に係る事業の推進に関すること
- (ケ) (カ)～(ク)における公民の役割分担及び連携の考え方
- (コ) 民間事業者による特定民間施設の整備を行う場合にあっては、その具体的な内容
- (サ) その他

オ 基本計画策定上の留意事項

基本計画の策定に当たっては、当該都道府県と密接な連携を図るとともに、地域における地域団体の代表、保健、医療、福祉、建築の関係者等をその構成員とする委員会の設置や地域住民の意向の把握等により、関係者の意見を広く聴取するとともに、各地域の特性を十分に生かせるよう配慮すること。

カ 広報啓発活動

本事業の目的及びまちづくりにおける基本的考え方に基づいて、本計画策定主体が、地域住民への本計画策定事業の趣旨の普及促進を一層図ることを目的とし、おおむね次の事項など計画地域の住民に対して計画策定段階から広報啓発をすること。

- (ア) イベント開催等広報啓発に関すること。
- (イ) パンフレット、ビデオ作成等啓発資料作成に関すること。

(9) 高齢者地域支援体制整備・評価事業

ア 事業の趣旨

介護予防・生活支援サービスにおける取組みを支援し、サービスの充実・強化を図ることにより、地域における高齢者支援の体制整備等を図ることを目的とする。

イ 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。この場合において市町村は、適切な事業運営が確保できると認められる市区町村社会福祉協議会等に事業を委託することができるものとする。

ウ 事業内容

(ア) ニーズ把握

地域における高齢者の介護予防・生活支援サービスに関するニーズを把握する。

(イ) 研修

把握された高齢者の新たなニーズに対応できる介護予防・生活支援サービスに関する研修を実施する。

(ウ) 評価・改善指導

介護予防・生活支援サービスを行う団体の活動に関する評価を行うとともに、活動上の問題点や課題等について、助言・提言による指導を行う。

(エ) ネットワーク形成

介護予防・生活支援サービスを行う団体が必要とする協力関係を構築できるよう、関係団体間の連絡会議の開催等によりネットワークの形成を図る。

(オ) その他、本事業として適当と認められる事業

エ 事業実施にあたっての留意点

(ア) 介護予防・生活支援サービスを行う団体の活動に関する評価については、地域住民、関係団体等が幅広く参加した会議を開催して行うこと。

(イ) 高齢者のニーズに関する情報やネットワーク等に関する情報を適宜都道府県や市町村へ提供すること。

2 都道府県・指定都市事業

(1) 高齢者自身の取組み支援事業

ア 事業内容

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、関係団体・機関の参加と協力のもと、高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動等を推進するための組織づくり事業、高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成事業並びに趣味や同好の仲間づくり（高齢者サークル）を通じての生きがいづくりを支援するための仲間づくり支援事業を実施することにより、高齢者の社会活動の振興を図ることを目的とする。

イ 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。

ただし、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると思われる団体等に委託することができる。

なお、都道府県・指定都市に替わって財団法人等が実施する場合には、次の要件を満たす場合に、当該財団法人等に助成することができる。

(ア) 高齢者の生きがいと健康づくりを推進するために設立された財団法人等であること。

(イ) 当該事業の実施に当たっては、都道府県・指定都市が主体となって作成した実施計画に基づき行う事業であること。

ウ 実施事業

(ア) 高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を促進するための組織づくり事業

① 実施方法

地域の実情に応じて、各種調査等を通して高齢者の意識を把握するとともに高齢者の意志を尊重しながら社会参加を推進するものとする。

② 対象者

おおむね60歳以上の高齢者

③ 事業内容

a 都道府県健康福祉祭（高齢者のスポーツ・健康づくり・福祉等の総合

イベント) の開催及び全国健康福祉祭の参加選手の選考及び派遣

b aの他、高齢者が参加するイベントの開催

c 高齢者の生きがいと健康づくり活動及び高齢者を対象として民間事業者が行う各種のサービス、事業に関する情報収集、提供及び調査・研究

d 市町村及び関係団体・機関が行う同様の事業への協力・支援

e その他、本事業として適当と認められる事業

(イ) 高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成事業

① 実施方法

高齢者の社会参加を促進するために高齢者を対象とした各種講習等を実施し、高齢者の中から指導者を育成する。

② 対象者

おおむね60歳以上の高齢者

③ 事業内容

a 高齢者教養講座等事業（高齢者の生きがい・健康づくりに関するもの、いわゆる老人大学校運営事業）の実施

b 高齢者の社会参加を積極的に促進することを目的とした指導的高齢者の養成・研修

c その他、本事業として適当と認められる事業

(ウ) 仲間づくり支援事業

① 実施方法

仲間づくり支援相談員を配置し、高齢者サークルの立ち上げ、高齢者サークルへの入会、募集を支援する。

② 対象者

概ね60歳以上の者

③ 職員の配置

本事業を実施するために、仲間づくり支援相談員を2人以内配置するものとする。

④ 仲間づくり支援相談員の業務

仲間づくり支援相談員は、高齢者の仲間づくりを支援するために、高齢者サークル等の動向や高齢者のニーズを把握し、下記の事業を行うことと

する。

- a 高齢者サークルの結成支援
- b 高齢者サークル活動に関する情報の収集及び提供
- c 高齢者サークルでの活動を希望する高齢者の相談・登録及び高齢者サークルへの紹介
- d 会員を募集している高齢者サークルからの相談・登録及び高齢者の紹介
- e その他、本事業として適当と認められる事業。

(2) 寝たきり予防対策事業（寝たきり予防対策普及啓発事業）

ア 事業の趣旨

高齢者の寝たきり状態を予防するための保健事業をはじめとする各種施策をより効果的に展開するために、関係部局及び市町村並びに関係団体等との連携を図り、地域の高齢者やその家族等に対して「寝たきりは予防できる」ことについて積極的な普及啓発活動等を行うことにより、寝たきり予防対策の一層の推進を図るものである。

イ 事業内容

- (ア) 都道府県内の実績を十分把握した上で、寝たきり予防対策に向けた今後の推進方策について企画、立案及び事業の実施効果について分析等を行う。
- (イ) 市町村、保健所等に対し寝たきり予防対策の推進に必要な指導、助言を行い、効果的、効率的な事業実施に向けての支援を行う。
- (ウ) 住民に対し寝たきり予防推進のための広報紙、パンフレット、ポスター、ビデオその他広報媒体等を通じ、寝たきり予防推進対策の普及・啓発を行うとともに、保健事業の重要性に対する住民の意識の高揚を図る。
- (エ) 寝たきり予防推進対策のための住民大会、講演会等各種行事を通じ、寝たきり予防推進対策の普及・啓発を行うとともに、保健事業の重要性に対する住民の意識の高揚を図る。
- (オ) その他地域の実情に合わせて、寝たきり予防対策の推進のために必要な普及・啓発事業等を実施する。

ウ 寝たきり予防推進本部の設置